CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2021 JAN (Vol.45)

CONTENTS

海外投資の結果責任 2
太陽グラントソントン パートナー　公認会計士　美谷　昇一郎氏 2
新興国ニュース 第４５回　バングラデシュ・ベトナム最新ビジネス情報 5
株式会社東京コンサルティングファーム 5
【2020 年個人確定申告】＜インドネシア＞ 8
PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ） 加藤 豪氏 8
国際ビジネスセンター （International Business Centre 又は IBC）の法人税について＜タイ＞ 10
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー） 10
インドにおけるアセスメント 12
MBG コーポレートサービス（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
エグゼクティブダイレクター　山根 亜紀子氏 12
移転価格文書未提出の場合の新ペナルティ＜マレーシア＞ 14
Kato Business Advisory （マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
Managing Director 加藤 芳之氏（日本国公認会計士） 14
法人税の概要～SAS Format を中心として～＜ミャンマー＞ 16
Hongo Tsuji Tax & Accounting Myanmar Co., Ltd. （マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー） 16
平井　琢磨氏 16

株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1－15－20
TEL:086－234－6539
香港支店　cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所　cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所　cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所　cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所　cbk_bang@fr-chugin.jp

・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外投資の結果責任

太陽グラントソントン
パートナー　公認会計士　美谷　昇一郎氏

現在、日本企業は国内市場の縮小、経済のグローバル化、新興国の経済成長、IT システム化といった様々な環境の変化にさらされていますが、加えて昨年初めからの世界的な新型コロナウイルス感染拡大は、企業経営にとって多大なる影響とともにその変化を迫られることになっています。アジア通貨危機、リーマンショックといった、これまでの経済ショックのほとんどは金融が原因だったのに対して、今回の新型コロナウイルス感染拡大は、ヒトの動きが制限されるという実体経済のストップが先行したことに特徴と違いがあります。こうした環境下でもグローバルに通用するビジネスモデルを構築するべく、日本企業は海外市場への事業展開に積極的に取り組んでいます。

海外市場への事業展開の方法は各社各様ですが、すべての日本企業が海外市場に進出する際に当初見込んでいた事業成果が得られ、順調に海外ビジネスを成長させているかというと、そういった日本企業ばかりではありません。むしろ海外では日本国内でビジネスを行っていた経験や取引慣行といった『日本の常識』が通用しないケースが多く、苦労している話の方が多いかと思います。

このように、うまく海外ビジネスが行っていない日本企業を見ると、次の 3 点がその背景にあります。

① 海外ビジネスを推進する経営力の不足
② 海外ビジネスを支える制度や仕組みといった社内インフラの未整備
③ 海外ビジネスのナレッジ、人材リソースの不足、および外部リソースの活用不足

まず、①の海外ビジネスを推進する経営力の不足ですが、新たに海外事業を進めようとする日本企業とお話をしますと、「なぜ（国内ではなく）海外事業を行うのか」「海外で何を行い、どこまでの事業規模にいつまでにしたいのか」といった基本的な海外事業に関するコンセプトが明確でないケースが少なくありません。当然、海外事業戦略は自社の経営理念、ビジョンを実現するための経営戦略の一環であり、自社の強みや事業経験を海外市場でも生かした戦略であることが必要になりますが、海外事業担当役員にお話をうかがっても「？」なことがあります。海外で何を経営として目指しているかすらも曖昧なこういった日本企業の設立した海外拠点で働きたいと思うナショナルスタッフはいるでしょうか。先日、海外事業がうまく行っていないというご相談のあった日本企業に訪問して、海外担当役員の方に「貴社は何を強みにして海外で戦おうとされていますか」と聞きましたら、「当社は強みが明確にないのがある意味強みです」と真顔で言われ、失笑してしまいました。

②の海外ビジネスを支える制度や仕組みといった社内インフラの未整備というポイントですが、少なくない日本企業で海外拠点を１エンティティとしてではなく、海外にある現地営業所くらいに捉えているところがあります。海外拠点は、その所在国の法律における法人格を有した立派な法人な訳ですから、小さくても一定の管理体制、ガバナンスの仕組みは必要で、現地法制度に合わせた社内規程も必要です。しかし、現地に赴任している駐在員の多くは営業出身や製造出身で拠点管理のことなど分からない、本社も日本国内の業務で手一杯で海外まで手が回らないといって、海外拠点管理は不十分だったり未整備だったりするケースが多くあります。

③の海外ビジネスのナレッジ、人材リソースの不足、および外部リソースの活用不足についてですが、特に中堅中小企業では、海外経験のある人材を揃えているところは少なく、海外事業におけるリソースは基本的に足りていませんが、そうした場合に、海外事情や管理業務などについて、積極的に外部専門家を活用して補うこともなかなか行っていないのではないでしょうか。海外進出を行った当初は売上を立てていくのが精いっぱいで、『余計な』コストは抑えなければならないという話はよくありますが、一定の管理業務に必要なコストは『余計な』コストではないはずです。

海外現地法人の当期純利益推移
（出所：経済産業省「海外事業活動基本調査」）

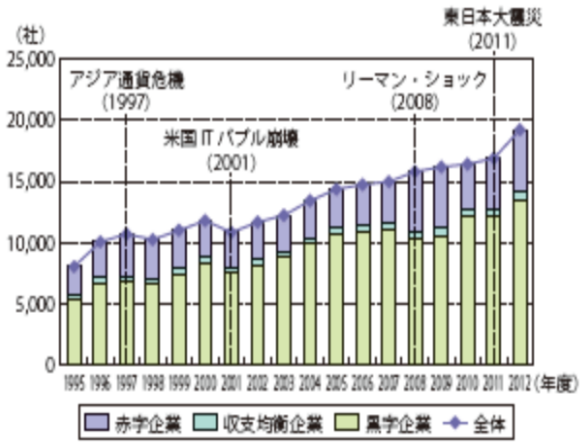

上図は、少々古いデータですが、日本企業の海外現地法人の業績推移を示したものです。ご覧の通り、全体の約 3 割が赤字になっています。この業績不振の原因がすべて上記の①から③だとは限りません。冒頭の通り、業界環境も含めた外部環境要因はさまざまであり、自社内の問題ばかりではありませんが、これまでお話してきた日本企業で海外事業の不振について自社の内部要因をきちんと分析されている会社は多くありません。

海外事業がうまく行っていなかったり、M&A などの投資案件が計画通りの収益性があがらず投資回収が遅れていたりという投資成績について、自社内で原因分析を行うことが日本企業は苦手です。海外企業は PDCA サイクルが『大好き』で、常に行動と並行して分析を行っているといっても過言ではありません。私はこれには日本人特有の自己責任を重んじるより責任転嫁をしがちな国民性が背景にあると考えています。

現在、日本国内では新型コロナウィルス感染拡大の第三波として再び感染が急拡大しております。この急拡大の状況に対して、政府の対応が後手後手でなっていないとの批判が激しく、経済と感染防止の両立という観点で完全な休業要請ではなく午後 8 時までの時短営業、8 時以降の不要不急の外出制限という内容になっていますが、この方針についても中途半端で 8 時からダメなら逆に 8 時までは外出しても OK というメッセージになっている、などとも言われたりしています。もちろん、専門家の意見を踏まえた国民の目安となる規制ルールを政府が設ける必要はあると思いますが、本来、個人個人が自分自身で不要不急化を判断して、在宅をしたり外食を控えたりするべきところ、そうした自分で自分の身を守るべきという『あたりまえの正論』はニュースでもネットでもほとんど言われていません。テレビで夜の繁華街での街頭インタビューを受けている人が「政府の対応があいまいだ」などとコメントしていたりすると、おかしくなってしまいます（きっと、この方は夜 8 時以降に繁華街で急を要する用事があったのでしょう）。

ビジネスでも同じことです。繰り返しですが、様々な外部環境要因で理想的なビジネスの結果が得られないということは十分にありますが、一方で内部の事情や事前の検討不足、不十分な社内対応などが原因になっていることも多くあります。

そうした客観的な現状分析をビジネス推進と並行して行うことで、次の一手をよりよいものに変えていく不断の努力が、かかる変化の激しいビジネス環境で勝ち残っていくためには絶対に必要になっています。

太陽グラントソントン（グラントソントン加盟事務所）

グラントソントンは、世界130カ国以上・700以上の拠点を有する国際会計事務所ネットワークです。
太陽グラントソントン（太陽有限責任監査法人、太陽グラントソントン税理士法人、太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社）が、グラントソントンの日本メンバーとして、国際水準の監査の他、会計、税務、企業経営全般のコンサルティングサービスをご提供しております。
【国　内　拠　点】 東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス
【ジャパンデスク】中国（北京、上海、広州／香港）、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、マレーシア、ベトナム（ホーチミン、ハノイ）、オーストラリア、米国（シカゴ、ニューヨーク、アーバイン）、メキシコ、フランス、アイルランド、英国。

詳細は太陽グラントソントンWebサイトをご覧ください。 http://www.grantthornton.jp

新興国ニュース
第４５回　バングラデシュ・ベトナム最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はバングラデシュ・ベトナムの最新情報をお届けいたします。
ぜひご一読ください。

バングラデシュ
バングラデシュの有給休暇と祝日について

今回はバングラデシュの有給休暇と祝日についてご紹介します。

・有給休暇

バングラデシュではCasual Leave、Sick Leave、Annual Leave、Festival Holidayの3種類の有給休暇があります。

【Casual Leave】

年間で10日付与される有給休暇で、主に冠婚葬祭の際に使われます。企業によっては使用範囲の制限の為、用途毎に使用可能日数を決めている場合もあります。
(Bangladesh Labor Act 2006.　115条)
下記例
家族の結婚式3日
友人の結婚式3日
お葬式4日

【Sick Leave】

年間14日付与される有給休暇で、体調不良や通院により勤務することができない際に利用することができます。ただし、会社へ病院等の医療機関からの通院証明書や領収書の提出が必要となります。また、次期への繰越はできません。
(Bangladesh Labor Act 2006.　116条)

【Annual Leave】

日本で一般的に考えられている有給休暇に当たるものです。有給休暇の日数は、「年間労働日数18日あたり1日」とされています。 有給休暇の対象者については、勤続1年以上の労働者とされていますが、勤続1年未満の労働者に有給休暇を付与しても問題はありません。
(Bangladesh Labor Act 2006.　117条)

	対象	日数	繰越の可否
臨時休暇 (Casual Leave) 労働法第115条	全ての労働者	10日	不可
傷病休暇 (Sick Leave) 労働法第116条	全ての労働者	14日	不可
有給休暇 (Annual Leave) 労働法第117条	勤続1年以上の労働者	労働日数18日につき1日	可能

・祝日

バングラデシュでは祝日はFestival Holidayと呼ばれています。

【Festival Holiday】

11日以上付与することになっております。カレンダー上では、11日以上の祝日(ガバメントホリデイ)がある為、別途追加で休暇を設ける必要はありません。また、バングラデシュでは週休と祝日が重なっている場合でも振替休日は設定する必要はありません。
(Bangladesh Labor Act 2006.　118条)

ベトナム

「ベトナム・ハノイ入国手続きについて」

現在ベトナムへ渡航を考えられている方に向けて、2020 年 11 月 26 日時点のベトナム入国手続き詳細をご紹介させていただきます。

申請手続き及び申請書作成は全てベトナム語で行われるため、現地スタッフやコンサルティングファーム会社への依頼が必要になります。

１．入国までの流れ
２．費用の合計
３．隔離生活

【入国までの流れ】

１．隔離ホテルの仮予約
２．ハノイ市保健局への申請（目安：所要１０営業日）
３．隔離施設が所在する地区の保健所への確認申請（目安：所要３営業日）
４．公安省入国管理局への入国承認申請（目安：所要７～１０営業日）
５．航空会社への書類の提出（目安：渡航日１週間以上前）
６．在京大使館等での査証取得
７．日本でＰＣＲ検査
８．医療申告

１．隔離ホテルの仮予約

隔離ホテルに連絡し、仮予約します。ホテルは政府から指定されており、3 つ星から 5 つ星ホテルがあります。

２．ハノイ市保健局への申請
（目安：所要１０営業日）

保健局に必要書類を提出した後、保健局はハノイ市人民委員会の承認を得ます。 ハノイ市人民委員会は、公安省入国管理局、ハノイ市保健局に承認書を送付し、ハノイ市保健局が承認書を受領した後、隔離施設の所在地を管轄する地区の人民委員会に隔離指示書の発行を行う流れとなります。

３．隔離施設が所在する地区の保健所への確認申請（目安：所要３営業日）

隔離ホテルが所在する地区の保健所に必要書類を提出します。

４．公安省入国管理局への入国承認申請
（目安：所要７～１０営業日）

公安省入国管理局に書類を提出し、公安省入国管理局は、入国承認書を発行します。

５．航空会社への書類の提出
（目安：渡航日１週間以上前）

航空会社に書類を提出し、航空会社は、民間航空総局に書類を提出し、着陸許可を取得します。

＜必要書類＞

① 市省人民委員会からの許可のコピー
② 入国管理局からの VISA 発給承認レターのコピー
③ 隔離指示書(渡航者リスト、隔離施設を明記)のコピー
④ 「ベトナム入国後、PCR 検査で陽性となる場合には、医療費は、会社(お客様)負担となる旨」確認するレター(ベトナム語、フォーマット任意、社印有り)のコピー、若しくは新型コロナウイルス感染症治療 費が対象となる保険証書のコピー(英語)
⑤ パスポート
⑥ 陰性証明書 (JAL 参照)

６．在京大使館等での査証取得

ベトナム大使館又は総領事館に以下の書類を提出し、査証を取得します。到着空港で査証を取得することも可能です。

＜必要書類＞

① 査証申請書
② カラー証明写真（縦４ｃｍ×横３ｃｍ）
③ パスポート原本
④ 公安省入国管理局の入国承認書の写し
⑤ 査証取得手数料

７．日本でＰＣＲ検査

入国３日から５日前の間に PCR 検査等を受け、陰性証明書を取得することが必要です。 PCR 検査を受診できる病院リストはベトナム大使館のホームページで参照可能です。受診される際、証 明書のフォーマットを忘れずにご持参ください。(ベトナム大使館のホームページでダウンロード可)
https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20200731nyuukoku.html
また、検査結果には 2～3 日程かかりますのでご留意ください。
検体採取方式：鼻咽頭ぬぐい液方式

８．医療申告

入国前２４時間以内にオンラインで医療申告を行うことが必要です。ただし、到着空港によって、医療申告の扱いは異なります。

【費用の合計】

・ 飛行機代：約 1,100USD
・ 隔離ホテル代：約 1,400 USD
※ホテルによって異なります
・ 日本での PCR 検査代：約 4 万円
・ ベトナムでの PCR 検査代：45USD/time

【隔離生活】

食事時間 ：朝 7 時 30 分、昼 11 時 30 分、
夜 17 時 30 分
部屋の掃除：5 日目と 10 日目の 2 回のみ。
バスタオル、シャンプー等は毎日部屋の前のテーブルに置かれる。
PCR 検査：1 日目と 12 日目に有り。
検体採取方式：鼻咽頭ぬぐい液方式

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載
(URL http://wiki-investment.com/)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【2020 年個人確定申告】
＜インドネシア＞

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）
加藤 豪氏

12 月の年末調整も終わり、確定申告の時期になりましたので、今回は個人確定申告についてみていきたいと思います。

課税期間は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの暦年で計算します。2020 年は、4 月末までが期日でしたが、それはコロナ禍による特例でしたので、今年は通常通り 3 月 31 日までとなりますのでご留意ください。

インドネシアでは全世界所得課税方式を取っていますので、日本側で支給された給与も合算して申告をすることになります。確定申告時に合算する日本の所得に関して、総支給額（グロス）を使うか、社会保険料等を控除した手取り額（ネット）を使うか、という問題がありますが、社会保険料等は、本来は個人のベネフィットであり、代わりに会社が支払っているだけですので、厳密には社会保険料を控除する前の総支給額（グロス）を使うこととなります。

＜インドネシアでの確定申告対象者＞

インドネシアでは、全員が確定申告対象者になります。仮に外国で受け取っている給与がなく、0 申告となる予定でも申告自体は済ませておく必要があります。

KITAS（就労ビザ）を取得しているが、NPWP（納税者番号）を取得していない（かつ 1 年のインドネシア滞在日数 183 日以下）という方について、「インドネシア居住者とならないので、インドネシアでの納税は不要」と誤解をされているケースがあります。

しかしながら、そもそもインドネシアで納税するというロジックは、KITAS を持っている⇒インドネシアに居住する意思がある⇒所得税法上の居住者扱いになる⇒NPWP を取得しなければならない⇒全世界所得をインドネシアで確定申告という流れになります。

居住者で NPWP を取得していない場合は、一応罰則規定もございます。

そのため、もしも KITAS を取得していて、NPWP を取得していない場合は、速やかに取得・納税するのが安全です。

＜赴任初年度の処理＞

KITAS 及び NPWP を取得した月から、全世界所得課税となりますが、KITAS を取得してから NPWP 取得まで手続きに時間を要す場合があります。こういったケースですと、KITAS 取得月と NPWP 取得月が異なり、どちらを基準に納税するのか、という問題があります。前述の通り、KITAS を持っている時点で税法上の居住者扱いになりますので、厳密には KITAS 取得月からの課税となると考えられます。

上記に基づくと、インドネシアで居住者となったタイミングと、日本で非居住者となったタイミングがずれる可能性がありますが、全世界所得を計算する際に、どちらの国でも課税されないような空白期間が出ることは問題です。日本側の人事部に、いつ分の給与から所得税が非課税になったのかをしっかり確認しておくことが肝要です。

また、赴任初年度は、確定申告をオンラインでするための ID・パスワードを、税務署から取得しておく必要があります。手続き自体は通常即日で終わりますが、3 月末に近くなると税務署が忙しくなって対応が遅くなることもありますので、遅

くとも 2 月には取得しておくことが望ましいです。

＜デビットノートでの給与の立替精算について＞

日本側でも給与を受け取っている場合、日本分は本社が一旦給与を立替えて、後にインドネシア法人に立替請求をしてもらっている方もいらっしゃるのではないかと思います。こういったケースの場合、この立替分は最終的に全額インドネシア法人が負担することになりますので、本来は確定申告の際に初めて申告するのではなく、毎月の PPh21 の計算に含めて納税するが正しいです。PPh21 の納税は、翌月 10 日ですので、タイムリーにデビットノートを請求してもらい、認識しておくことが必要となります。

以上

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：
PT. Bridge Note Indonesia （マイツグループ）
President ： 古賀　晶子
住所：
Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3
Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950
E メール：go-kato@bn-asia.com

事業内容:
各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

国際ビジネスセンター（International Business Centre 又は IBC）の法人税について＜タイ＞

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.（AAP）より、タイで事業活動を行う日系企業が直面する税務上の問題の解決を助けるため、現在・過去の税務規定やタックスルーリングを紹介・解説します。

日系企業の皆様のタイでの事業運営の少しでもお役に立てれば幸いです。

相談事項

当社は「減免税」に関する 2018 年勅令（第 674 号）に基づいて関係会社に対する財務管理サービスを提供する国際ビジネスセンターとして認可されたが、2020 年 1 月 1 日から 2034 年 12 月 31 日まで税制上の恩典が付与されている。現在、当社は 2018 年勅令（第 674 号）第 11(2)条に基づいて IBC の財務管理サービス提供に必要な知識と技能を有する従業員を 5 人雇用している。当社は関係会社に対する支援サービスの範囲を拡大する予定であるが、サービスの取引量がまだ十分に多くないため、当社の IBC に必要な知識と技能を有する従業員は 10 人に満たない。当社が従業員 10 人未満で関係会社に対して財務管理サービスと支援サービスを提供し、関係会社に対する支援サービスの収入と経費を IBC 事業の収入と経費に計上しない場合、当社は 2018 年勅令（第 674 号）第 11(2)条の資格を満たせるかどうか。

審査結果

1．関係会社に対して財務管理サービスを提供するために IBC として認可されたが、 2018 年勅令（第 674 号）に基づく税制上の恩典を受けるために事業内容の追加を希望する場合、貴社は 2019 年 5 月 2 日付け「国際ビジネスセンターの所得税・事業税減免の基準、方法および条件」に関する国税局の局長告示（第 13 号）第 7 条に基づいて事業内容の追加許可申請書（ｿｰｺｰﾛｰ 1 様式）を国税局の局長に申請しなければならない。

2．関係会社に支援サービスと財務管理

サービスを提供するために上記 1 のｿｰｺｰﾛｰ 1 様式の許可申請書を国税局の局長に提出し、国税局の局長から許可された場合、貴社は 2018 年勅令（第 674 号）第 11(2)条に基づいて IBC に必要な知識と技能を有する専任の従業員を 10 人以上採用しなければならない。従業員がこの人数を満たない場合、2018 年勅令（第 674 号）第 11(2)条に基づく資格に欠けると見なされ、2018 年勅令（第 674 号）の税制上の恩典は受けられない。

３．貴社が上記 1 の事業内容の追加を申請しない場合、貴社は関係会社に対する支援サービスの税制上の恩典が受けられない。従って、関係会社に対する支援サービスの収入と経費は IBC の収入と経費と見なされない。

書棚番号 ： 83/40919
文書番号 ： ｺﾞｰｺｰ 0702/3543

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

－お問い合わせ先―
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
【所在地】
1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110
【Mail】info@aapth.com
【URL】http://www.aapth.com

インドにおけるアセスメント

MBG コーポレートサービス
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
エグゼクティブダイレクター　山根 亜紀子氏

インドで経営に関与する中で、“アセスメント（Assessment）”という言葉を聞く機会が多くあります。“アセスメント”をインターネットで検索すると、「評価」や「査定」という訳が表示されますが、インドにおけるアセスメントには、納税・申告側の評価・査定という意味と、税務当局側による処理・査定、および広義での税務調査も含まれています。

インドでの税務（財務）年度（Financial Year）は所得税法で 4 月～3 月と規定されています。したがって、FY 2018-19 と記載がある場合は、2018/4/1～2019/3/31 を対象期間とする年度を指しています。一方で、源泉徴収票や申告書には AY（Assessment Year）19-20 との記載がありますが、AY 19-20 とは 2019/4/1～2020/3/31 が対象期間となります。つまり、Financial Year の 1 年後が Assessment Year に該当し、FY 2018-19 と AY 2019-20 はいずれも、2018/4/1～2019/3/31 を対象期間とする税務年度（以下、2018 年度）を指しています。因みに、所得税法は Assessment Year を前提に規定されていますので、所得税法における Previous Year とは、Assessment Year からみた前年度、つまり、Financial Year のことを指しています。

2018 年度における法人所得税の申告期限は、移転価格を伴わない場合は 2019/9/30（後日、通達により 2020/10/31 まで延長）、移転価格を伴う場合は 2019/11/30 となります。納税・申告者である会社にとって、2019 年度は、2018 年度の会社の財務状況を評価し、申告を行う年度であることから、2019 年度が 2018 年度のアセスメントを行う年度＝Assessment Year となります。

納税・申告者による申告が行われた後、申告書を受理した税務当局は、随時、申告内容を処理・査定します。処理・査定において疑義がある場合や、より詳細な確認が必要であると当局が判断した場合、当局より通知（Notice）が発行されます。第一回目の通知に関しては、Assessment Year の最終日から 6 ヶ月が発行期限と規定されていますので、2018 年度における当局からの通知発行期限は 2020/9/30 となります。2020/9/30 時点で当局から何も通知を受領していない場合、2018 年度の税務申告書は問題なく処理されたと理解しても良いでしょう。ただし、現在はコロナ禍における特例措置が発行されており、この期限が 2021/3/31 まで延長されていますので、確定ではないことにご留意ください。また、所得の申告漏れがあった場合には、通知の発行期限が Assessment Year の最終日から 4 年（10 万ルピー超の申告漏れの場合は 6 年）、所得の隠蔽があった場合には、その発行期限が Assessment Year の最終日から 16 年と別途規定されています。（所得税法第 148 条）

尚、上記の通知は、以前は税務当局から、レターが納税・申告者の納税番号（PAN）に登録されている住所宛に発送されていましたが、現在は電子化されており、納税・申告者の納税番号（PAN）に登録されているメールアドレス宛に e-Notice（電子通知）が届く仕組みとなっています。通知を受領した納税・申告者は、所得税当局のポータルを利用して要求される資料や情報をオンラインで提出し、税務当局とフェイスレスでやり取りを行うことになります。

MBG コーポレートサービス
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

MBG コーポレートサービスはシンガポールをグローバル本社とするコンサルティンググループです。 シンガポールを始め、インド、日本（東京）、中国（北京）、ドイツ（シュツッツガルト）、UAE に現地法人または事務所を構えています。

当グループは、多国籍企業のお客様、日本企業でインドや UAE などの日本国外に進出されているお客様に対して、市場調査、現地法人設立、会計業務、給与計算業務、税金計算業務、財務報告、人事労務管理、各種申告サポート、その他関連するバックオフィスサービス、海外投資へのアドバイス、M&A にかかるサポート等を行います。

お問い合わせは以下よりお願いいたします。
【メール】info@mbgcorp.com
【ウェブサイト】www.mbgcorp.com

移転価格文書未提出の場合の新ペナルティ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
Managing Director　加藤 芳之氏
（日本国公認会計士）

＜ポイント＞

- 移転価格税制 － 移転価格文書の未提出に係る新ペナルティ
- 移転価格監査に係るペナルティ強化

＜移転価格－移転価格文書の未提出に係るペナルティ＞

Ｎ子：加藤さん。前回は 2021 年度予算案に絡む税制改正案について、具合的なお話として、移転価格のご説明を頂きました。

加藤：そうですね。

Ｎ子：サーチャージという新たなペナルティというか、概念でしたね。

加藤：そうです。今までは、移転価格監査の結果、修正が行われても、繰越欠損金等が十分にあり、その結果追徴税金が発生しない場合は、ペナルティも発生しなかったのですが、今後は修正額に対してサーチャージというものが取られることになるという話ですね。

Ｎ子：そうですね。5%という事でしたので、気を付けないとだめですね。

加藤：その通りです。

Ｎ子：今日も移転価格の続きですか？

加藤：そうですね。やはり移転価格は皆さんの関心が高い分野ですので、続けさせて頂きます。

Ｎ子：はい。宜しくお願いします。

加藤：はい。まずは、移転価格文書の提出ができなかった場合のペナルティです。

Ｎ子：これは新しいペナルティですか？

加藤：そうなんです。

Ｎ子：なるほど。

加藤：今まで、税務当局に移転価格文書を要求され、提出できなかった場合でも、それ自体に対するペナルティはなく、監査による追徴税額に対するペナルティ率が高くなるというペナルティーしかありませんでした。

Ｎ子：はい。

加藤：今回の改正案では、移転価格文書を提出しなかった事実に対する罰則として、起訴された場合については、RM20,000 から RM100,000 の罰金、または最大 6 か月の懲役、またはその両方という極めて重い罰則を設けています。皆さんサラリーマンなのに、こんなんで捕まったら最悪でしょう？

Ｎ子：ほんまに最悪ですね！

加藤：そうなんですよ。ですので、今まで文書化を無視しておられた会社さんも、さすがに今後は準備される事になると思います。

Ｎ子：そうですね。

加藤：はい。裁判所は、TP 文書を 30 日以内または裁判所が適切とみなす期間内に提出するよう命じることができるようにもなりました。

Ｎ子：はい。

加藤：あと、不起訴の場合でも、RM20,000 から RM100,000 の間のペナルティが課されるという事です。

Ｎ子：良く分かりました。

＜IRB 長官の権限強化＞

加藤：もう 1 つは IRB 長官の実態判定の権限を強化するものです

Ｎ子：はい。

加藤：IRB 長官による取引の形式の否定（新セクション 140A（3A））が認められるようになります。具体的には、その取引の形式が、経済的実体から異なる場合や、その取引の形式と実態は同じであるが、実際のアレン

ジメントが、独立企業間取引であろう当該形式を反映していない場合に、取引の形式を否定できるというものです。

N子：難しいですが、形式ではなく実態判定に重きを置くという事ですね？

加藤：その通りです発効は 2021 年 1 月 1 日です。

N子：はい。

＜監査のペナルティ強化＞

加藤：最後に、これは今回の改正ではなく、2019 年 12 月 15 日に発効したものですが、それ以前は移転価格監査で問題が判明し、追徴税金が発生した場合、文書化無しの場合は 35%、文書化有りの場合は 25%のペナルティでした。

N子：はい。

加藤：これが前者が 50%、後者が 30%に引き上げられています。

N子：えー。特に文書化がない場合は非常に重いペナルティですね。

加藤：そうなんです。是非、皆さんにも気をつけて頂きたいですね。

N子：有難うございました。

出所：NNA

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤　芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせて頂きます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせて頂きます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させて頂きます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD
N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia
Kato@kato.com.my
携帯：＋60-12-371-0369

法人税の概要～SAS Format を中心として～＜ミャンマー＞

Hongo Tsuji Tax & Accounting Myanmar Co., Ltd.
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
平井　琢磨氏

ミャンマーの法人税の申告期間が 1 月 5 日で終了いたしました。今回は、法人税の概要をご紹介するとともに、2020 年 9 月期から本格的に採用されたミャンマーの法人税申告書の概要についてご紹介いたします。

申告期限

ミャンマーでは、前回ご紹介した通り、全ての事業者の課税年度は毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までと規定されています。申告期限は課税年度終了後 3 か月以内の 12 月 31 日ですが、実務的には 12 月 31 日及び 1 月 1 日が祝日の為、毎年 1 月 2 日が申告期限となります。2020 年 9 月期については、2021 年 1 月 2 日が土曜日で週明け月曜日の 1 月 4 日が独立記念日による祝日の為、1 月 5 日が申告期限でした（※）。

※ 12 月 30 日に通達が発せられ、2020 年 9 月期の法人税に係る申告期限については、2021 年 1 月 31 日まで延長されることとなりました。ただし、当通達の発表が申告期限の 1 日前であったことから、実際には多くの企業は期限内に申告を済ませたのかもしれません。このような突然の発表等も時折ありますので、ミャンマー進出の際は、専門家の支援を仰ぐのが得策でしょう。

納税主体

ミャンマーにおける納税主体は、居住法人と非居住法人に区分されます。

・居住法人　：ミャンマー国内で設立登記された法人
・非居住法人：ミャンマー国外で設立登記された法人

ここでの居住・非居住の判定は、設立登記がミャンマー国内で行われたか、もしくは国外で行われたかが基準となります。したがって、支店や駐在員事務所は非居住法人として区分されます。

課税範囲

上記の納税主体のうち、居住法人に対しては全世界所得に対して課税が行われ、非居住法人については国内源泉所得に対して課税が行われます。

自己申告制度の概要

以前の本稿でお伝えした通り、従来、ミャンマーでは OAS（Office Assessment System）と呼ばれる実質的な賦課課税制度が採られていましたが、この度 SAS（Self Assessment System）と呼ばれる自主申告制度が始まりました。2020 年 9 月期の SAS 申告書の概要は以下の通りです。

【申告書の構成】

申告書は全 8 頁です。1 頁目に法人名や所在地等を記載し、2 頁目から最後の 8 頁目までが PART A から G に分けられ、決算書の内容の記述や申告調整項目の記述を行い、8 頁目の最後に納税者と申告書の作成者の署名欄があるという構成です。

【PART A ~ PART C】

納税者の本業に関する収益・費用を PART A、不動産所得に関する収益・費用を PART B、その他の所得に関する収益・費用を PART C に記載します。この欄に記載する収益及び費用の金額は税

務上の金額となるため、減価償却超過額等の税務調整が生じている場合には、会計上の金額と差異が生じます。

なお、固定資産や不動産の売却によって生じるキャピタルゲインについては、これらの所得とは分離して課税（税率 10%）が行われるため、上記 PART A から PART C には含めません。なお、キャピタルゲインについては、別途資産の売却日から 1 か月以内に申告・納付をする必要があります。

【PART D】

このパートでは課税所得の計算が行われます。まず初めに、上記 PART C までで 3 つに区分した所得が合算されます。次に、今般の新型コロナウイルス感染症影響下における救済策として 2020 年 6 月 17 日に発表された各種の所得控除に関する記載欄があり、上記の合計所得から控除します。この計算結果から繰越欠損金（ミャンマーでは過去 3 年分が繰越対象）の金額、MIC 認可や経済特区に関する所得、ODA 関連所得を控除後の金額から、更に、控除可能な寄付金の額を控除することにより、課税所得が算出されるという構造です。

【PART E】

このパートでは PART D で算出して課税所得をもとに、税額の計算を行います。税率は課税所得に対して一律 25%です。ここから、四半期納税による前払法人税や、源泉税、外国税額、繰越還付金額を年税額から控除した後に、2020 年 9 月期については今般の新型コロナウイルス感染症影響下における救済策に係る税額控除を差し引いた残額が納付すべき税額となります。差し引いた金額がマイナスになった場合には、当該金額については翌事業年度の税額から控除するか、還付を希望するかを選択することができます。ただし、従来は還付がなかなかされないという事情もあったため、還付を希望しても実際に還付されるかは未知数です。

【PART F】

このパートでは、前事業年度及び当事業年度の貸借対照表に記載されている金額を、申告書の様式に従って記載します。記載項目は、流動資産から繰越利益剰余金まで貸借対照表に記載されているほぼすべての勘定科目が対象となります。

【PART G】

このパートは、日本の法人税申告書別表 4 に似ており、会計上の損益から税法上の調整を加えて、税務上の損益を算定するという流れです。

このように、SAS の導入により形式的には自主申告制度が始まり、以前に比して、納税者にとっての予測可能性が向上し、法的安定性も一定程度確保されました。しかし、形式的には申告方法は変わりましたが、申告書の根拠となる税法が根本的に変わったわけではないため、納税者側の不安が完全に除去されたとは言えないでしょう。

簡単な例が、PART A～PART C で御紹介した減価償却です。ミャンマーの税法においても、減価償却超過額は前述の PART G により会計上の損益に加算されますが、加算により生じた差異が将来どうなるのか（別途、納税者が減価償却表等を作成して申告書に添付して提出すれば解決するのか、もしくは、当該差異は永久差異となるのか）は定かではありません。もし、永久差異となるのであれば、2010 年時点の IFRS（国際会計基準）を基礎とした会計基準である MFRS（Myanmar Financial Reporting Standards）によって財務諸表を作成することとしていること自体の税法との整合性が危うくなります。これを防ぐ現時点での現実的な選択肢としては、税法上の耐用年数を採用することにより差異が発生しないようにすることが考えられます。

おそらく、これから運用が進んでいくにしたがって、このような不備を含めたノウハウが蓄積され、税法が整備されていくものと思われます。徐々に環境は良くなってきてはいますが、ミャンマー進出にあたっては、会計事務所等の専門家に支援を依頼されることをお勧めいたします。

Hongo Tsuji Tax & Accounting Myanmar Co., Ltd.
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

弊社は、業界No.1の拠点数で1万社超のお客様に対して幅広いサービスを提供している辻・本郷税理士法人の現地法人として、ミャンマーで日系企業様の会計・税務・給与計算等を中心にサービスを展開しています。国際税務専門のスタッフが日緬双方から御社を全力でサポート致します。

－お問い合わせ先－
ta.hirai@ht-tax.or.jp（平井）